

原議保存期間	10年(令和17年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	10年(令和17年12月31日まで保存)

交 規 甲 達 第 2 号
令 和 7 年 2 月 1 0 日

部課署長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

自動車の保管場所証明等の事務取扱要領の改正について（通達）

対号 令和5年3月30日付け交規甲達第15号「自動車の保管場所証明等の事務取扱要領の改正について（通達）」

見出しの件について、保管場所標章の廃止に伴い、別添「自動車の保管場所証明等の事務取扱要領」のとおり改正し、令和7年4月1日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、対号は廃止する。

別添

自動車の保管場所証明等の事務取扱要領

目 次

第 1	制定の趣旨	1 頁
第 2	用語の定義	1 頁
第 3	保管場所証明、保管場所届出が必要な自動車	2 頁
第 4	保管場所の要件	3 頁
第 5	事務処理	4 頁
第 6	保管場所管理システム	4 頁
第 7	書面申請に必要な書面	4 頁
第 8	届出に必要な書面	5 頁
第 9	書面申請に対する措置	5 頁
第10	電子申請に対する措置	8 頁
第11	届出に対する措置	9 頁
第12	手数料の徴収	10 頁
第13	保存期間	10 頁
第14	報告	10 頁
第15	事務の委託	11 頁

第1 制定の趣旨

この要領は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号。以下「施行令」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）に基づき、警察署長（以下「署長」という。）が行う自動車の保管場所証明等に係る事務に関し、必要な事項を定める。

第2 用語の定義

1 道路

道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

2 自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「運送車両法」という。）第2条第2項に規定する自動車（二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車を除く。）をいう。

なお、法第13条第1項の規定により、運送事業用自動車については、法第4条から第7条まで、第9条、第10条及び第12条の規定は適用しないこととされている。

3 保有者

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条第3項に規定する「自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するもの」をいう。

なお、法にいう保有者として通常考えられる者は、次のとおりである。

- (1) 自家用自動車の所有者
- (2) 自動車運送事業者
- (3) レンタカー業者
- (4) リース形態の場合の自動車の賃借人

4 保管場所

車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所をいい、「通常」とは、自動車を運行する根拠地としての性格並びに使用の反復及び継続性を有する場所をいう。

5 自動車の管理責任者

自動車の保有者から当該自動車について一定期間継続して管理を委託され、その運行に関して責任を負う者をいう。

6 自動車の使用の本拠の位置

原則として、自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地をいい、通常、保有者が自然人の場合は、その住所又は居所、法人の場合は、その事務所の所在地のように、自動車を運行の用に供する拠点として使用し、かつ、自動車の使用を管理するという実態を備えている場所をいう。よって、単なる貸し車庫等は、保管場所とはなっても使用の本拠の位置には該当しない。

なお、モーターホーム等に係る使用の本拠の位置については、モーターホーム、ボート・トレーラー及びキャンピング・トレーラーに係る使用の本拠の位置の特例及び認定事務処理要領（令和元年9月20日付け交規甲達第38号別添）によるものとする。

7 保管場所の使用権原

保有者が自動車の保管場所として使用する土地又は建物につき、当該場所が法令上保管場所として使用し、又は自動車が進入することが禁止されている場所以外であって、所有権、貸借権等の権利を有することをいう。

8 証明申請

自動車の保有者が当該自動車を保管する場所の位置を管轄する署長に、当該場所が当該自動車につき保管場所として確保されていることの証明を求める申請をいう。

9 書面申請

法第4条第1項に規定する証明申請をいう。

10 電子申請

法第4条第1項ただし書きに規定する証明申請をいう。

11 証明通知

電子申請に係る保管場所の位置を管轄する署長が、当該場所が当該申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する旨の通知をいう。

12 電子署名

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

第3 保管場所証明、保管場所届出が必要な自動車

1 保管場所証明が必要な自動車

施行令附則第2項第1号に規定する地域（以下「登録自動車適用地域」という。）内に使用の本拠の位置がある自動車（軽自動車を除く。）で、次の処分を受けようとする場合である。

(1) 運送車両法第4条に規定する新規登録

(2) 運送車両法第12条に規定する変更登録（使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。）

(3) 運送車両法第13条に規定する移転登録（使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。）

2 保管場所届出（新規）が必要な自動車

(1) 軽自動車で、次のような場合である。

ア 施行令附則第2項第2号に規定する地域（以下「軽自動車適用地域」という。）内に使用の本拠の位置がある軽自動車の保有者が、当該自動車を新規に運行の用に供するとき。（法第5条）

イ 使用の本拠の位置を軽自動車適用地域以外の地域から軽自動車適用地域内に変更し、かつ、保管場所の位置を変更したとき。（法附則第7項第1号）

ウ 現に軽自動車適用地域内に使用の本拠の位置を有して運行の用に供されている軽自動車の保有者に変更があったとき。（法附則第7項第2号）

(2) 運送事業用自動車である自動車が運送事業用自動車でなくなった場合において、引き続き運行の用に供しようとするとき（変更登録又は移転登録を除く。）するとき。（法第13条第3項）

3 保管場所届出（変更）が必要な自動車

登録自動車適用地域及び軽自動車適用地域内に使用の本拠の位置がある自動車の保有者が、保管場所の位置に変更が生じた場合において、保管場所の位置を管轄す

る署長に届け出なければならないときは、次のとおりである。

- (1) 使用の本拠の位置に変更がなく、保管場所の位置を変更したとき。(法第7条第1項。法附則第8項において準用する場合を含む。)
- (2) 運送事業用自動車である自動車が運送事業用自動車でなくなった場合において、引き続き運行の用に供しようとして(変更登録又は移転登録を除く。)するときの当該自動車の所有者の届出に係る保管場所の位置を変更したとき。(法第13条第4項)

第4 保管場所の要件

自動車の所有者が確保しなければならない保管場所の要件は、次のとおりとする。

- 1 自動車の使用の本拠の位置との距離は、直線距離で2キロメートルを超えないこと。(施行令第1条第1号)
- 2 保管場所の大きさ等は、当該自動車が法令の規定により通行することができないこととされる道路以外の道路から支障なく出入りさせ、かつ、その全体を収容することができるものであること。(施行令第1条第2号)
 - (1) 「当該自動車が法令の規定により通行することができないこととされる道路以外の道路から」とは、保管場所が道路交通法(昭和35年法律第105号)第8条第1項の規定による通行の禁止の規制が行われていたり、車両制限令(昭和36年政令第265号)による自動車の通行の制限に抵触する場合等法令の規定により通行することができないこととされる道路以外の道路と接続していることをいう。
 - (2) 「道路から当該自動車を支障なく出入りさせ」とは、道路から保管場所までの間、障害物等で遮られることなく出入りさせることができることをいう。
 - (3) 「その全体を収容できるものであること」とは、当該自動車の全体を収容することができればよいことをいう。
- 3 自動車の所有者が、当該自動車の保管場所として使用する権原を有するものであること。(施行令第1条第3号)
 - (1) 「保管場所として使用する権原を有する」とは、保管場所として使用する土地又は建物につき、当該場所が法令上保管場所として使用し、又は自動車が進入することが禁止されている場所以外のものである場合において、所有権、賃借権等の権利を有することをいう。

なお、「法令上保管場所として使用し、又は自動車が進入することが禁止されている場所」として通常考えられるものは、次のとおりである。

ア 消防法(昭和23年法律第186号)第10条の規定による危険物の製造所、貯蔵所、取扱所等の基準として、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第9条、第10条等の規定により、危険物の製造所、貯蔵所、取扱所等の周囲に空地として保有されている場所

イ 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条又は第21条の規定により、特別地域及び特別保護地区において、環境大臣等の許可を受けなければ自動車を使用してはならない場所

ウ 火災予防条例等により、準危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲に空地として保有されている場所
 - (2) 他人の所有又は他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合は、申請以後おおむね1年(月極駐車場の場合は1か月)以上継続して使用する

る権原を有していること。

第5 事務処理

証明申請、自動車保管場所届出（以下「届出」という。）の受理及び自動車保管場所証明書（以下「証明書」という。）の交付等の事務（以下「保管場所証明等事務」という。）は、各警察署で行うものとする。

第6 保管場所管理システム

保管場所証明等事務に係る情報の管理運用は、石川県警察保管場所管理システム（以下「保管場所管理システム」という。）運用要領（令和6年12月24日付け交規甲達第50号ほか別添）の規定に基づき行うものとする。

第7 書面申請に必要な書面

1 申請時の書面

自動車保管場所証明申請書（規則別記様式第1号。以下「証明申請書」という。）2枚一組とする。

2 添付する書面

(1) 保管場所の使用権原を有することを疎明する書面

保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面（以下「使用権原書」という。）は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとし、これ以外の書面の添付を求めたり、複数の書面の添付を求めないこと。

区 分	使 用 権 原 書
自動車の所有者の土地又は建物を保管場所として使用する場合	保管場所使用権原疎明書面（自認書）（別記様式第1号）
他人の土地又は建物を保管場所として使用する場合	土地又は建物の管理者から借用していることを疎明する次のいずれか一つの書面 ・ 保管場所使用承諾証明書（別記様式第2号） ・ 駐車場賃貸借契約書の写し、駐車場料金の領収書その他駐車場の賃貸借を疎明する書面 ・ 当該自動車の使用に関連のある県市町等の公法人が、当該自動車の所有者が保管場所として使用する権原を有することを確認したときは、当該法人の発行する確認証明書
他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合	共有者全員が連署した保管場所使用承諾証明書（別記様式第2号）

(2) 保管場所の所在図・配置図（別記様式第3号）

ア 所在図

(ア) 所在図は、当該申請の自動車の保管場所付近の道路及び目標となる地物を表示したものとし、自動車の使用の本拠の位置及び当該保管場所の位置並びにその間の直線距離を明記させること。

(イ) 保管場所付近の道路及び目標となる地物が確認できるものであれば市販の

地図等の写しでもよいが、この場合も自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置を明記させるほか、当該自動車の使用の本拠の位置を中心として、半径2キロメートルの円を図示する等、直線距離が確認しやすいものとさせること。

イ 所在図の添付の省略

使用の本拠の位置が、自動車の保管場所の位置と同一であるときは、所在図の添付を省略することができる。ただし、保管場所付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めること。

ウ 配置図

配置図は、保管場所に接する道路の幅員及び保管場所の平面の寸法を明記させること。

(3) 使用の本拠の位置等を確認する書面

申請者の住所と使用の本拠の位置が異なる等使用の本拠の位置に疑義がある場合は、証明申請書受理後に法第12条の規定を適用し、必要な報告又は資料の提出を求めることとするが、この場合であっても、できるかぎり申請者の負担を軽減することに努め、電話料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収書や使用の本拠の位置を宛先として配達された郵便物等の書面による確認にとどめることとし、法人登記簿謄本、営業証明書等の添付は求めないこと。ただし、申請者が使用の本拠の位置を疎明する書面として、法人登記簿謄本、営業証明書等の書面を任意で添付してきたときは、受理しても差し支えない。

(4) 複数自動車の申請

同一の位置に所在する保管場所に複数の自動車を保管することを内容とする証明申請が同時になされた場合、前記(1)から(3)に定める添付書面はそれぞれ1通でよいものとする。ただし、配置図には、当該書面申請に係る全ての自動車の保管場所を明らかにしておくこと。

第8 届出に必要な書面

1 届出時の書面

自動車保管場所届出書（新規・変更）（規則別記様式第2号。以下「届出書」という。）1枚とする。

2 添付する書面

(1) 添付書面については、第7の2の規定を準用する。

(2) 添付書面省略上の留意事項

届出では、基本的に現地調査を予定していないことから、目標となる地物及びその位置を知るため特に必要と認めての所在図の提出を求めることはできない。ただし、所在図の添付が省略された届出であっても、保管場所管理システムによる確認等により、要件を満たしていないことが判明した場合には、所在図の省略は認められないため、速やかに所在図の提出を求めること。

第9 書面申請に対する措置

書面申請がなされた場合は、次により措置すること。

1 証明申請書及び添付書面（以下「証明申請書等」という。）の受理等

(1) 証明申請書等の確認

第7により提出された書面について、次のとおり確認すること。

ア 書面申請に係る保管場所の位置を管轄する署長に対してなされているものであること。

イ 申請者の住所、氏名については自動車の登録名義人となることから、申請者の住民登録又は法人登録の住所、名称等であること。

ウ 証明申請書に車台番号が正確に記載されているものであること。ただし、証明申請時に車台番号が確定していないものについては、車台番号の記載がなくとも有効なものとして取り扱うこと。

エ 保管場所が、第4に規定する要件に適合しているものであること。

(2) 証明申請書等の訂正

前記(1)の確認を行った結果、文字等の訂正の必要があるときは、次の要領により加除訂正させること。

ア 申請者以外の者に加除訂正を行わせないこと。ただし、資格を有する代理人が事務の委任を証する有効な書面を提出した場合、当該代理人による加除訂正を有効なものとして取り扱うこと。

イ 使用承諾証明書等申請者以外の者が作成した書面の訂正は、作成者に行わせること。

(3) 証明申請書等の受理

ア 前記(1)の確認を行った結果、補正の必要がなく証明申請書等が整っており、かつ、これらに必要な記載がなされている場合は、当該証明申請書等を受理し、保管場所証明処理簿（書面申請）（別記様式第4号。以下「証明処理簿」という。）に所要事項を記載すること。

イ 証明申請書の記載事項の訂正等による再申請については、証明処理簿の備考欄に訂正前の証明書の番号及び「記載事項訂正による再申請」と朱書きし、その経緯を明らかにしておくこと。

ウ 証明申請書の様式が他都道府県警察で作成、配布したものであっても、規則に定める様式に適合するものであれば受理すること。

エ 受理番号は、別表1のとおりとする。

(4) 証明書の交付予定日の告知

証明申請書を受理した場合は、受理した日から5日以内の日（土曜日、日曜日及び休日等の閉庁日（以下「休日」という。）を除く。）を証明書の交付予定日として指定し、申請者に告知すること。

2 現地調査

(1) 調査に対する指揮

署長は、書面申請に係る自動車の保管場所に対する現地調査（以下「現地調査」という。）が迅速、的確かつ厳正公平に行われるよう平素から現地調査の処理要領等について指導教養を徹底しておくほか、必要に応じて現地調査の処理状況について報告を求めるなど、現地調査について適切に指揮をすること。

(2) 現地調査の実施

現地調査は、証明申請書等に記載されている事項及び第4に規定する要件について確認し、現地調査の結果については、保管場所現地調査報告書（別記様式第5号。以下「現地調査報告書」という。）により報告すること。

(3) 現地調査に際しての留意事項

署長は、現地調査を実施させるに当たって、次の事項に留意させること。

ア 現地調査のため、他人の土地、建物等に立ち入る必要がある場合は、当該他人の土地、建物等の管理責任者等に身分及び現地調査の目的を明らかにし、その承諾を受けて立ち入り、原則として申請者又は保管場所としての使用を承諾した者の立会いを得ること。

イ 現地調査に関して知り得た他人の秘密は、漏らさないこと。

(4) 再調査

現地調査の不徹底等により再調査の必要があるものについては、再調査を下命すること。

(5) 現地調査は、次の場合に省略することができる。ただし、申請に疑義が生じた場合は必要な調査を行うこと。

ア 証明書の再交付申請の場合

イ 申請者住所、車台番号等の訂正による再申請（保管場所にかかる部分の訂正及び申請自動車の寸法の変更を伴う場合を除く。）の場合

ウ 保管場所管理システムの駐車場情報の登録情報及び申請書類等により、その実態が把握でき、申請に係る自動車の保管場所の確保が確実と認められる場合

3 証明書等の作成及び交付

(1) 証明書の作成及び交付

ア 保管場所が確保されていると認めた場合は、証明申請書2通に証明書番号、証明年月日及び署長名を記載すること。この場合、証明書番号欄には証明処理簿の受理番号を、証明年月日欄には交付日をそれぞれ記載すること。

イ 証明申請書の1枚目に署長の公印を押印の上、証明書として申請者に交付し、2枚目を警察署の控えとする。この場合、加除訂正があるときは、加除訂正箇所にも署長の公印を押印すること。ただし、交付後の訂正は原則として認めないこと。

(2) 交付時の留意事項

ア 証明申請書の車台番号欄が未記載となっているものについては、申請者に車台番号を記載させた上で、証明書を交付することとし、車台番号が確定していないものについては、交付しないこと。

イ 受領者に対し、直接、手渡しで交付するとともに、保管場所証明書交付簿（別記様式第6号。以下「証明書交付簿」という。）に所要事項の記載を求めること。

なお、特異事項等があった場合は、証明書交付簿の備考欄にその内容を記載することとするが、特定の個人が識別できる内容については記載を控えること。

ウ 証明書有効期限の告知

証明書の有効期限は、証明の日から1か月であることを申請者に告知すること。

4 書面申請に対する不可処分

現地調査等の結果、保管場所が確保されていると認めることができない場合は、次により措置すること

(1) 不可とする理由を現地調査報告書に記載し、関係書類を添付してその経緯を明らかにしておくとともに、自動車保管場所証明不可処分通知書（別記様式第7号。以下「不可処分通知書」という。）を作成すること。

(2) 証明申請書の余白に、「不可」及び不可処分通知書の「交付年月日」を記載し

た上、証明申請書の 1 枚目を不可処分通知書と併せて申請者に交付し、不可理由を説明し指導するとともに、審査請求の方法を教示すること。

- (3) 証明処理簿に不可状況を記載すること。

5 証明書の再交付申請に対する措置

盗難、紛失又は汚損等の理由で、証明書の再交付申請がなされた場合は、次により措置すること。

- (1) 申請時の書面

証明書の再交付申請は、第 7 の 1 に規定する証明申請書の不動文字の末尾に「再」と朱書きしたもの 2 枚とし、第 7 の 2 に規定する書面の添付は、不要とする。

- (2) 現地調査

第 9 の 2 の (5) の規定により、省略することができる。

- (3) 証明年月日

先に交付した証明書の証明年月日と同一とすること。

- (4) 交付等

ア 再交付申請に対する証明書の交付は、原則として即日交付とすること。

イ 先に交付した証明書の控えの欄外にその旨を記載するとともに、証明処理簿の左欄外に「再」と朱書きして、処理の経過を明らかにしておくこと。

ウ 証明申請書の 2 枚目は、先に交付した証明書の控えの前に編てつし、保管すること。

- (5) 再交付の期間

証明の日から 1 か月を経過した後になされた再交付申請は、受理しないこととし、新たに証明申請をさせること。

なお、1 か月経過後の再申請における添付書類は、第 7 の 2 に準じること。

第10 電子申請に対する措置

電子申請がなされた場合は、次により措置すること。

1 電子申請の受理等

- (1) 電子申請の受理

電子申請の到達を認知したときは、当該申請の内容を印字の上、第 9 の 1 の (1) の規定に準じて確認すること。ただし、保管場所の位置が石川県内の他の警察署の管轄区域であるときは速やかに当該警察署に転送すること。

受理番号は、別表 1 のとおりとする。

- (2) 保管場所証明処理簿（電子申請）への記載

電子申請を受理した場合は、保管場所証明処理簿（電子申請）（別記様式第 8 号）に所要事項を記載すること。

- (3) 補正通知

入力事項等に不備があるときは、保管場所管理システムにより、申請者に補正すべき事項を通知すること。

2 現地調査

第 9 の 2 の規定に準じて行うこと。

3 車台番号の照会

申請時、車台番号が確定していない場合は、保管場所管理システムにより、車台番号を照会すること。ただし、第10の 1 の (3) の補正通知をしたときは、当該補正

がなされた後に照会すること。

4 証明通知

保管場所が確保されていると認めた場合は、車台番号が特定されたものについて、保管場所管理システムにより、証明通知を行うこと。

5 電子申請に対する不可処分

次に掲げるいずれかに該当するときは、申請者に対し、保管場所管理システムにより、証明通知を行わない旨及び当該処分における審査請求及び取消訴訟ができる旨を通知すること。

- (1) 保管場所が確保されていると認めることができないとき。
- (2) 第10の1の(3)の補正通知をした場合において、当該通知をした日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に補正されなかったとき。
- (3) 第10の3の車台番号の照会をした場合において、当該照会をした日から起算して30日（休日を含む。）以内に回答がなされなかったとき。

6 電子署名の実施

証明通知又は証明通知を行わない旨の通知を行う場合は、電子署名用ICカードを使用して署長の電子署名を付して通知をすること。

第11 届出に対する措置

届出がなされた場合は、次により措置すること。

1 届出書及び添付書面（以下「届出書等」という。）の受理等

(1) 届出書等の確認

第8により提出された書面について、第9の1の(1)の規定に準じて確認すること。

(2) 届出書等の訂正

届出書等の文字等の訂正が必要であるときは、第9の1の(2)の規定に準じて措置すること。

(3) 届出書等の受理

前記(1)の確認を行った結果、補正の必要がなく届出書等が整っており、かつ、これらに必要な記載がなされている場合は、当該届出書等を受理し、保管場所届出処理簿（別記様式第9号。以下「届出処理簿」という。）に所要事項を記載すること。

届出の内容に誤りや不備がある場合は、不受理とし、届出者にその旨を説明し再度提出を求めること。

受理番号は、別表1のとおりとする。

(4) 書面確認結果

書面確認の結果については、保管場所届出確認報告書（新規・変更）（別記様式第10号）により報告すること。

2 現地調査

省略することができる。

3 郵送による届出の受理

郵送による届出がなされた場合は、次のとおり措置すること。

(1) 措置事項

ア 届出者が郵送による届出を希望する場合は、届出書及び必要な添付書面を同

封した上、保管場所を管轄する警察署に郵送により提出して届出を行うことができる旨を教示すること。

イ 郵送された届出書等を確認し、内容に誤りや不備がなければこれを受理すること。

なお、届出書等の内容に誤りや不備がある場合には不受理とすること。

ウ 受理した場合は、届出処理簿に所要事項を記載すること。

なお、不受理とした場合は、届出者にその理由と訂正の上再度届出をすることを求める旨を連絡するとともに、書類一式をを返送すること。

(2) 留意事項

ア 郵送による提出書面は届出書等に限ること。

イ 届出者が警察署の管轄を誤って郵送してきたときは、当該届出に係る保管場所を管轄する警察署に転送すること。この場合、届出処理簿に受理番号を記載せずに届出内容及び転送状況等を記載し、その処理のてん末を記載しておくこと。

第12 手数料の徴収

保管場所証明等事務における手数料の徴収は、石川県警察関係手数料条例（平成12年石川県条例第27号。以下「手数料条例」という。）第2条別表に規定する手数料を徴収することとする。

1 手数料に関する事務

(1) 書面申請の場合

証明申請書の2枚目の証紙はりつけ欄に石川県証紙（以下「証紙」という。）を貼り付けさせて徴収すること。

(2) 電子申請の場合

電子申請に係る手数料に関する事務については、交通規制課がシステムから納付情報を出し、会計課へ送付するものとする。

2 手数料を徴収しない場合

第9の5の規定により証明書の再交付を行う場合は、手数料を徴収しないものとする。

3 手数料を減免する場合

手数料は次に掲げる場合には、減免するものとする。この場合、証明処理簿、届出処理簿及び再交付処理簿の備考欄に「手数料免除」等と朱書きして、その処理の経過を明らかにしておくこと。

(1) 手数料条例第2条別表の規定により、申請者が国又は地方公共団体である場合は、手数料を免除とする。

(2) 手数料条例第5条の規定に該当する場合は、手数料を減免する。

4 留意事項

証紙の取扱いについて、本要領に定めのない事項については、石川県証紙条例（昭和39年石川県条例第24号）、石川県証紙条例施行規則（昭和39年石川県規則第32号）その他の規定に基づき、適正に処理すること。

第13 保存期間

書類の保存期間は、3年とする。

第14 報告

本件に関する事務取扱状況は、自動車保管場所証明等取扱状況報告書（別記様式第11号）により、1か月分を取りまとめの上、翌月5日までに交通規制課経由で警察本部長（以下「本部長」という。）に報告すること。

第15 事務の委託

1 委託することができる業務

次に掲げる事務は、当該事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する者に委託することができる。

- (1) 申請・届出の受付及び申請書類等の確認
- (2) 現地調査
- (3) 保管場所管理システムへの入力
- (4) 証明書の作成
- (5) 上記(4)の書類の交付
- (6) 上記(1)から(5)に付随する事務（報告書の作成及び書類整理等）

2 受託者の措置

第15の1による当該事務の受託者は、1か月間の事務取扱状況を自動車保管場所関係事務取扱状況確認書（別記様式第12号）により署長に報告し、確認を受けること。

3 委託時の留意事項

第15の1の(1)及び(5)の事務において、受託者が配置した事務従事職員がその他の事務処理のため対応できない場合は、警察職員が対応するものとする。